

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第3号

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成3年寒川町規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。